

# 秦野市通学路交通安全プログラム

令和3年12月

秦野市教育委員会

# 目 次

1	通学路交通安全プログラムの基本的な考え方	1
2	通学路交通安全対策の推進	2
(1)	通学路の設定	2
(2)	危険箇所の把握及び改善要望の提出	3
(3)	合同点検の実施	4
(4)	安全対策の検討	5
(5)	安全対策の推進	6
3	関連資料等	7

# 1 通学路交通安全プログラムの基本的な考え方

通学路交通安全プログラム（以下「プログラム」という。）は、学校及び教育委員会が保護者、地域、警察等と連携し、協力を得ながら「通学路の設定」、「危険箇所の把握」及び「安全対策の実施」等を着実かつ計画的に行うための指針として定めるものです。

また、プログラムに基づく取組は、年間を通じて関係機関等が共有し、通学路安全対策推進会議（以下「推進会議」という。）において専門家の助言等を参考にしながら検討、実施及び効果検証を行い、次年度以降の取組に反映することで、通学路の安全対策を継続的に推進します。

なお、プログラムは国の方針や取組をはじめ、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の関係法令、本市の条例・規則等を踏まえ、必要に応じて改定することとします。



## ○主な取組み（年間スケジュール）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
学校・地域	①通学路の設定	③危険箇所の把握	年間を通じた継続的な「交通安全教育・通学路安全点検等」の実施										
市・警察等	②通学路図（全学区）の作成	④改善要望	⑤現地調査等	⑥合同点検の実施	⑦安全対策の検討	⑧改善要望への対応方針決定	⑨安全対策の実施	⑩新年度予算編成・国庫要望事務等	⑪安全対策の効果検証等	①～	②～		
推進会議			確認・検討			協議・決定					効果検証		

## 2 通学路交通安全対策の推進

### (1) 通学路の設定

通学路の設定について「小学校施設整備指針(文部科学省)」では、「交通頻繁な道路、鉄道線路等との交差を避けるなど安全な通学経路を確保することができることが重要である。さらに、防犯上、死角が多い場所、人通りの少ない場所をできるだけ避けられる通学経路が確保されることが望ましい」とされています。

こうした指摘を踏まえて各校の通学路は、次の方針に沿って設定することとします。

#### ○通学路の設定方針

- 1 通学路は、児童・生徒の自宅から学校までの道路で最短距離とするのではなく、安全を最優先とし、道路環境や交通状況等を考慮して、より安全な道路を選んで設定することとします。
- 2 通学路は、できるだけ歩車道の区別のある道路とし、区別がない場合は車両の交通量が比較的少なく、児童・生徒の安全な通行を確保できる道路を選んで設定することとします。
- 3 通学路の横断場所は、原則として横断歩道、信号機又は横断歩道橋等が設置されている場所とし、設置されていない場所を横断場所に設定する場合は、見通しが良く、交通量が比較的少ない安全な場所を選んで設定することとします。
- 4 通学路は、できるだけ死角を避け、児童・生徒が極力一人にならないよう、防犯上の観点からも適切な環境にある道路を選んで設定することとします。
- 5 学校は、通学路の安全確保に関する保護者及び地域住民の意見等を参考とし、必要に応じて教育委員会及び関係機関等と協議して通学路を設定することとします。

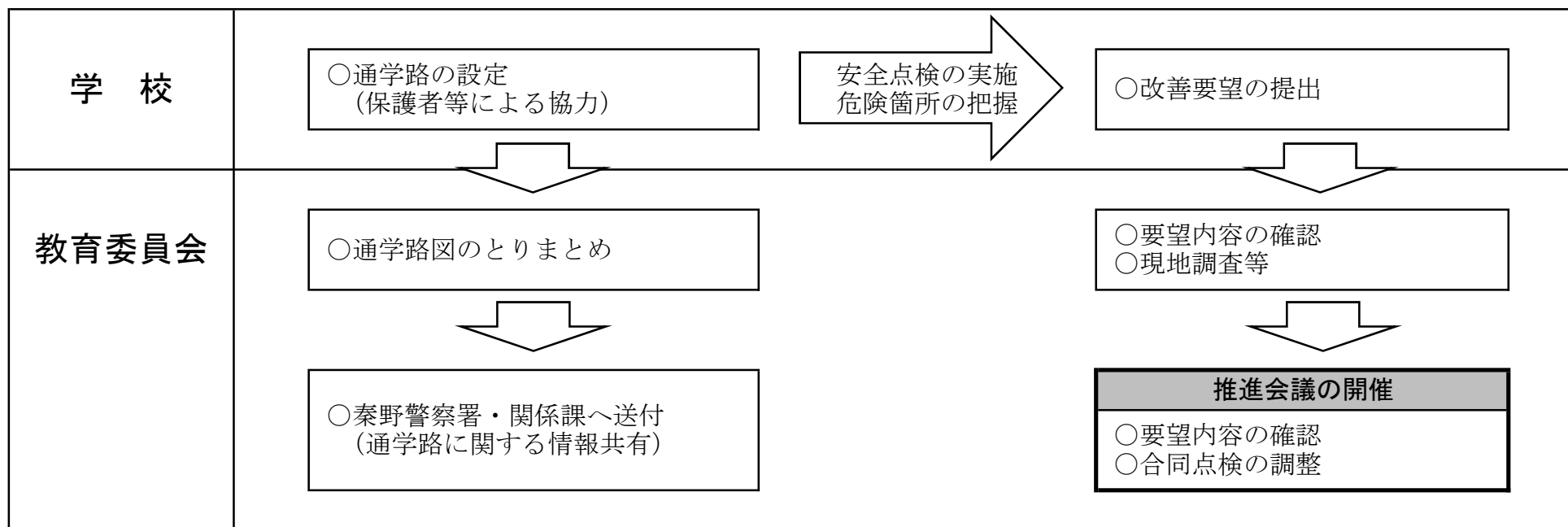
## 2 通学路交通安全対策の推進

### (2) 危険箇所の把握及び改善要望の提出

学校は、児童・生徒からの情報を活用し、保護者や地域住民等の協力を得ながら通学路の点検を行い、危険箇所を把握します。把握した危険箇所は、「通学路整備要望書」に整備に関する要望事項や、その箇所を通学路として利用する児童・生徒数等を記載して教育委員会に提出します。

教育委員会は、各校から報告された通学路図をまとめ、秦野警察署や庁内関係課と共有するとともに、提出された改善要望箇所の現況確認等を行い、危険箇所を把握します。

また、推進会議を開催して通学路及び改善要望について報告するとともに、合同点検について調整し、実施方法等を決定します。



## 2 通学路交通安全対策の推進

### (3) 合同点検の実施

合同点検は、あらかじめ推進会議が選定した箇所を対象とし、改善要望提出校の代表、市及び秦野警察署が合同で危険箇所を点検し、安全対策について検討します。

なお、合同点検の参加者や安全点検を行う上での視点等は、次のとおりです。

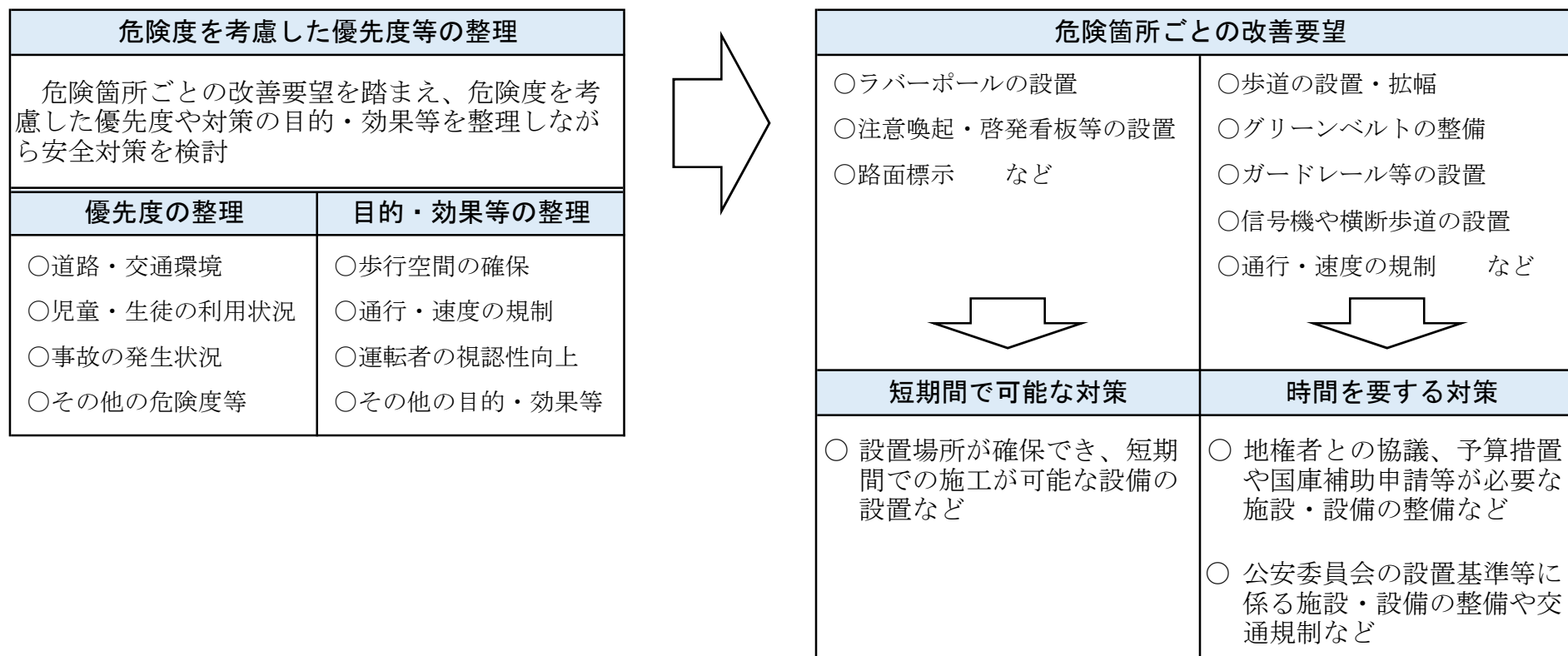
合同点検の参加者	安全点検（合同点検）を行う上での視点
<p>1 合同点検実施区域の学校</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 学校長又は教頭若しくは担当教職員</li><li>(2) 保護者の代表</li><li>(3) 地域の代表</li><li>(4) その他学校長が必要と認める者</li></ul> <p>2 秦野警察署</p> <p>交通安全を所管する課等の署員</p> <p>3 秦野市</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 交通安全を所管する課等の職員</li><li>(2) 道路の整備・管理を所管する課等の職員</li><li>(3) 教育委員会事務局の職員</li><li>(4) その他教育委員会が必要と認める者</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>1 道路・交通環境<ul style="list-style-type: none"><li>→ 交通量、歩行者と車両の距離等かどうか</li></ul></li><li>2 児童・生徒の利用状況<ul style="list-style-type: none"><li>→ 利用者数、学校からの距離等かどうか</li></ul></li><li>3 事故の発生状況<ul style="list-style-type: none"><li>→ 児童・生徒が関連する交通事故の発生状況等かどうか</li></ul></li></ul> <p style="text-align: center;"><b>国が示す「危険箇所の把握・抽出に当たっての観点」</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○危険・要注意箇所</li><p>道路が狭い、見通しが悪い、人通りが少ない、やぶや路地、倉庫、空き地など人が身を隠しやすい場所が近い、大型車が頻繁に通る など</p><li>○新たな観点</li><ul style="list-style-type: none"><li>① 見通しの良い道路や幹線道路の抜け道になっている道路など車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所</li><li>② 過去に事故に至らなくても、ヒヤリハットの事例があった箇所</li><li>③ 保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所 など</li></ul></ul>

## 2 通学路交通安全対策の推進

### (4) 安全対策の検討

危険箇所ごとの安全対策は、改善要望の内容や合同点検の結果等を踏まえ、推進会議において「危険度を考慮した優先度の整理」、「目的・効果等の整理」などを行いながら、それぞれの場所に合わせた安全対策を検討します。

また安全対策は、設置場所が確保でき、短期間での施工が可能な設備の設置などの「短期間で可能な対策」と、地権者との協議や予算措置が必要な歩道の設置などの「時間を要する対策」に整理・分類し、対策に応じた取組を進めます。

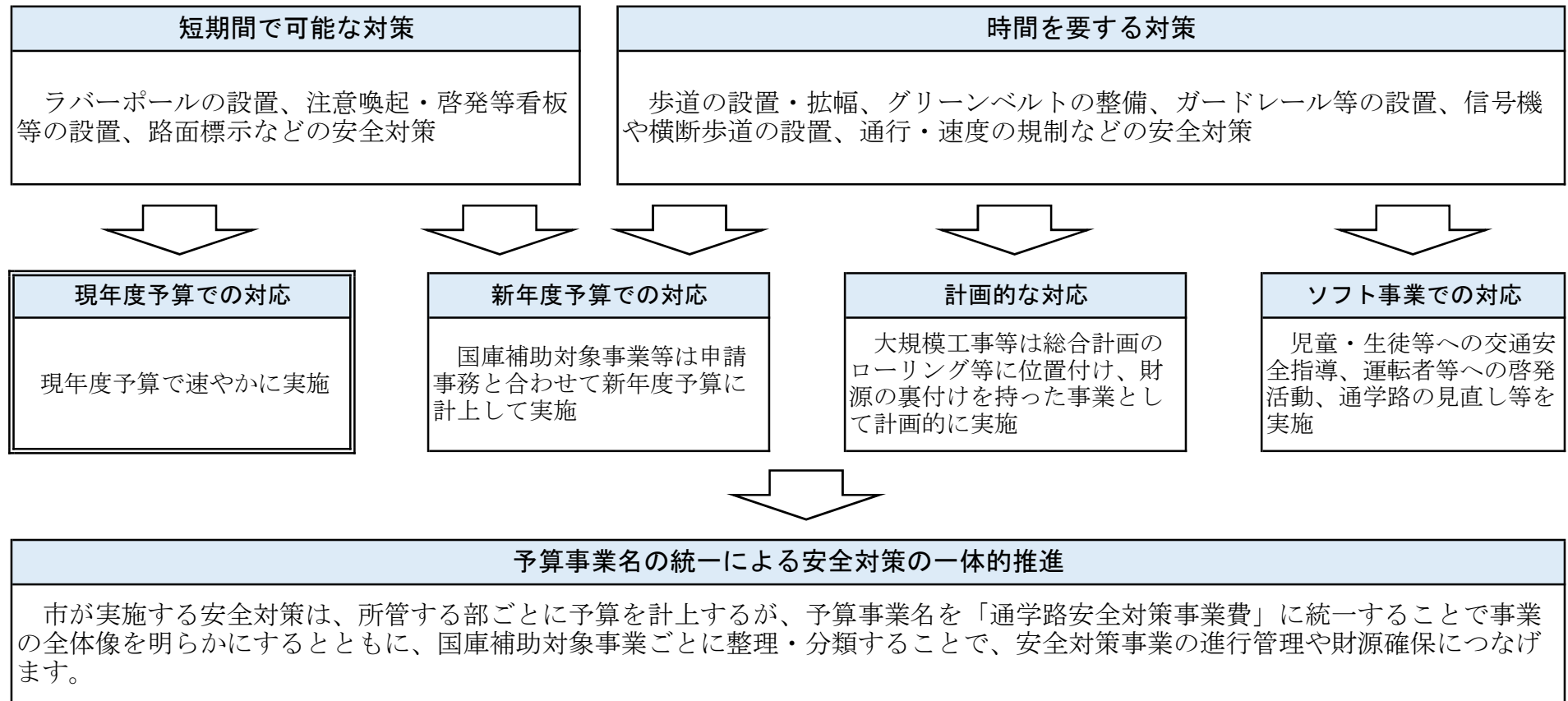


## 2 通学路交通安全対策の推進

### (5) 安全対策の推進

安全対策のうち「短期間で可能な対策」は年度内の施工・実施を基本とし、速やかな実現に努めます。

また「時間を要する対策」は、予算の確保や国庫補助申請、地権者との協議や公安委員会への要望などの必要な事務手続きを進め、着実かつ計画的な事業の推進に努めるとともに、児童・生徒への交通安全指導や通学路の見直し等も含めた「ソフト事業」による安全確保に努めます。





### 3 関連資料等

---

- 1 通学路安全対策推進会議委員名簿
- 2 通学路図
- 3 通学路改善要望箇所一覧
- 4 通学路安全対策事業一覧
- 5 参考資料